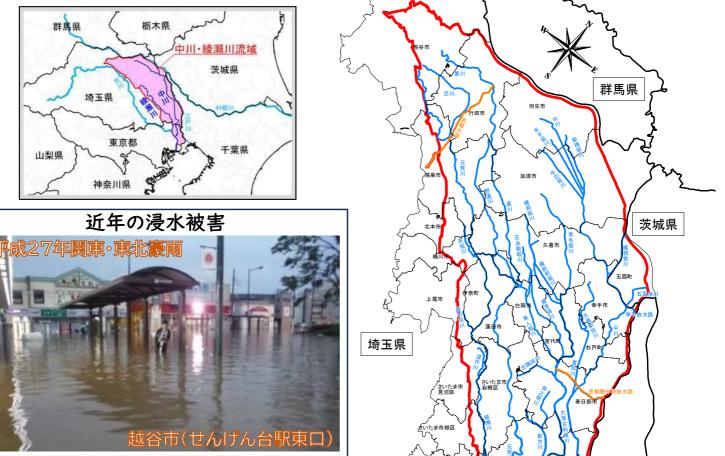
中川・綾瀬川流域は、令和6年3月29日に 「特定都市河川」に指定されました





東京都 : 特定都市河川 (国管理) : 特定都市河川 (都県管理) : 特定都市河川流域

千葉県

指定の目的 ▶▶▶ 流域治水を更に推進し、水害に強いまちづくりへ

市街地の密集する中川・綾瀬川流域において、**気候変動に伴う水害の発生リスクの増大**という新たな課題や将来を見越した遊水地域の保全・活用等の必要性等を踏まえ、これまでの総合治水対策を生かしながら、将来に渡って安全な流域を実現していくため、特定都市河川に指定することで、更なる治水対策を早期に推進するとともに、水害に強いまちづくりを目指します。

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、流域での対策をお願いします

開発行為などにより雨水が地面にしみ込みにくくなる分について、<u>流出を抑制する対策</u>をお願いします。



雨水浸透阻害行為

流出抑制 対策を 行わないと・



詳細は裏面参照 ↑ 行為前 (開発前)の 流出量に抑える対策 (雨水貯留浸透施設 の設置)を実施





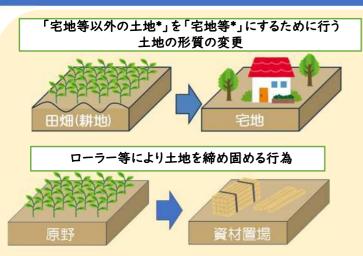
特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際には、 流出抑制のための許可力



◎中川·綾瀬川流域で行う<u>1000m²以上の雨水浸透阻害行為</u>に対して、知事等*の 許可が必要になり、雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられます。

*等とは、政令指定都市・中核市の長、権限移譲市町長をいう。 申請先は行為を行う地域によって異なります。詳細は県HPを参照。 >>>>> アクセス用QR 🎥

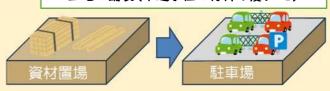
▶雨水浸透阻害行為(土地の締固め等により雨水が地面にしみ込みにくくなる行為)の例



「宅地等以外の土地*」への「太陽光発電施設」の設置



土地の舗装(不透水性の材料で覆うこと)



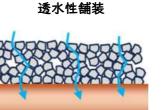
*「宅地等」に含まれる土地:宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場 「宅地等」以外の土地:山地、林地、耕地、原野等(注:太陽光発電施設は宅地に該当)

▶対策工事の例



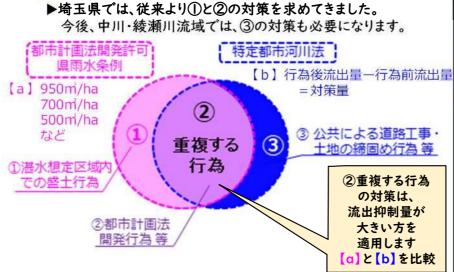


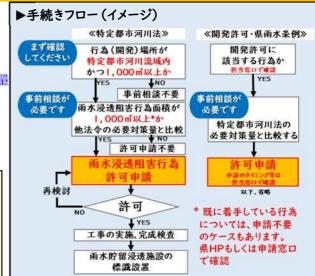






一方、埼玉県では、 策を求めてきました。今後は、各法令





お問い合わせ先

埼玉県 河川砂防課 計画調查 · 流域治水担当

電話: 048-830-5164 E-mail:a5120-15@pref.saitama.lg.jp